

○舟形町家庭用除雪機購入補助事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期間の安心で安全な町民生活を確保するため、地域住民の自助・共助の機運の醸成と冬期間の除排雪負担の軽減を図ることを目的に、予算の範囲内において舟形町家庭用除雪機購入補助事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、舟形町補助金等交付規則（平成19年3月規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する事業者
- (2) 町税等及び上下水道料金に滞納がない世帯又は事業者
- (3) 過去に除雪機購入補助を受けていない世帯又は事業者

2 前項に該当する者で舟形町高齢者世帯等除雪サービス事業実施要綱（平成16年11月告示第57号）の協力者（協力予定者）である者で、町に届け出た自主防災組織又は舟形町地域支え合い除排雪活動支援事業実施要綱（平成25年11月告示第44号）の実施団体として5年以上活動する者とする。（以下「協力者」という。）

(補助対象要件)

第3条 補助金は次の各号に定める要件をすべて満たした場合に交付するものとする。

- (1) 新車の小型ロータリ除雪機（除雪幅が600mm以上）又は、農業機械等に装着することで、当該除雪機と同等以上の作業能力を有すると認められる新品の除雪用アタッチメント（スノーラッセル、スノーブロー、スノーバケット等）。ただし、西又、松橋地区については、町長が特別な事由があると認めたときはこの限りでない。
- (2) 購入後7年以上補助対象者が所有すること。
- (3) 補助金申請をした年度の3月31日までに納品されること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1台あたり購入費の4分の1以内（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100,000円を限度として補助する。ただし、協力者については200,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）及び次に定める書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 見積書及び規格等要件を満たしていることを証する書類
- (2) 本人確認書類
- (3) 誓約書（様式第2号）（協力者の場合のみ）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 町長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする。

- 2 町長は、交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条の規定に基づき、申請者が交付決定を受けた後に補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取り下げ届出書（様式第4号）により、速やかに町長に届け出るものとする。

- 2 町長は、前項の届出書の提出があったときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第8条 交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、補助金実績報告書（様式第5号）及び除雪機を購入したことがわかる書類を添付して、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、決定者に補助金額確定通知書（様式第6号。以下「補助金額確定通知書」とい

う。)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金額確定通知書を受けた者は、補助金請求書(様式第7号)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(返還)

第11条 町長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を決定者に対し命じるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(舟形町小型除雪機購入補助事業補助金交付要綱の廃止)

2 舟形町小型除雪機購入補助事業補助金交付要綱(平成27年9月告示第61号)は、廃止する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和4年3月28日告示第22号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第21号)

この要綱は、公布の日から施行する。